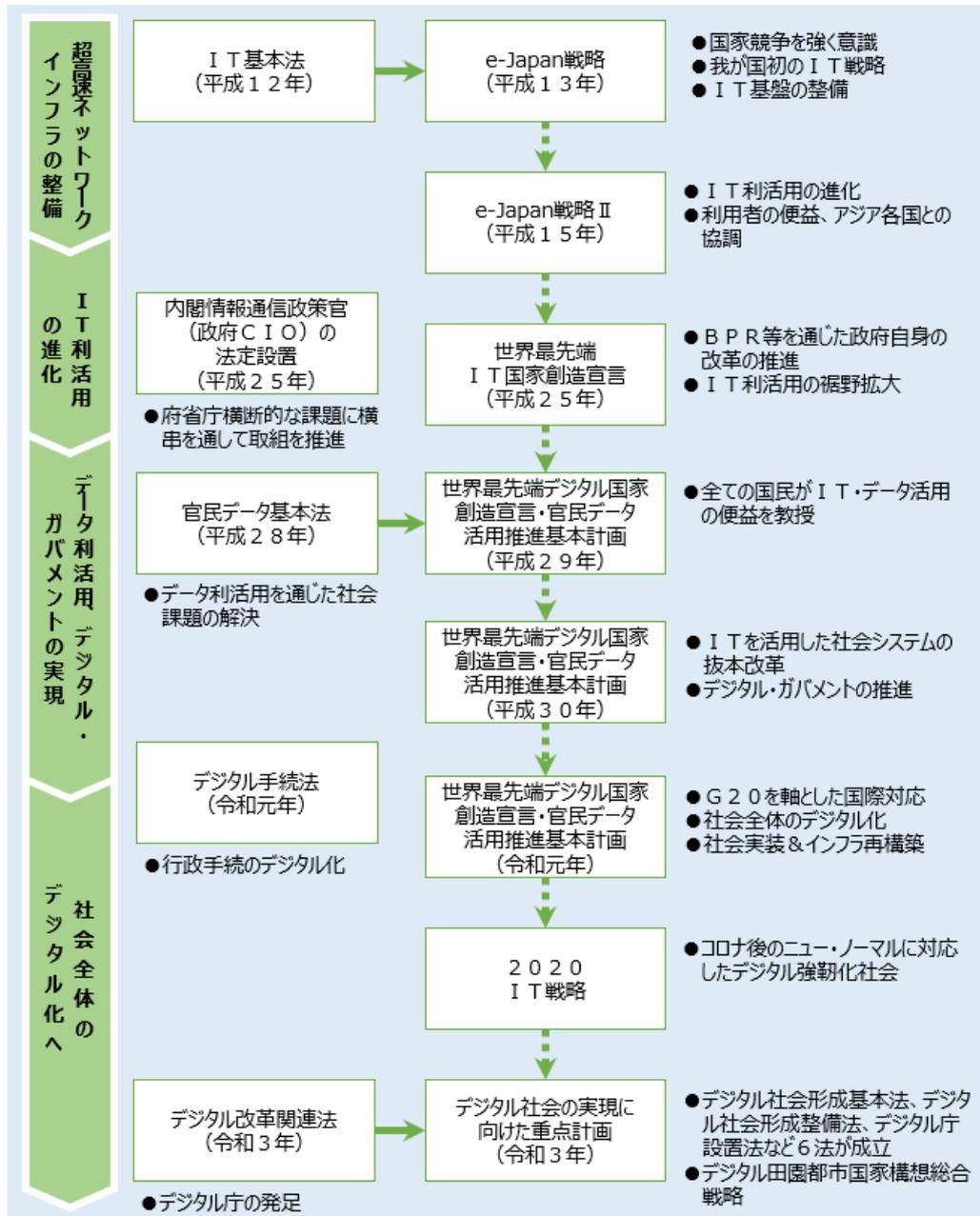


第2章 国・県の動向

1. 国の動向

(1) これまでの主な法整備と戦略



(出典: デジタル庁「第1回デジタル社会推進会議(令和3年9月6日開催)参考資料1」より加工)

国においては平成12年に「IT基本法」が成立し、この基本法を基に平成13年「e-Japan戦略」を発表しました。「e-Japan戦略」では、「高速インターネットを3,000万世帯に、超高速インターネットを1,000万世帯に敷設する」というインフラ整備目標が掲げられ、平成15年の「e-Japan戦略II」では、インフラ整備からITの利活用へと徐々にシフトし、ITの活用による「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を推進しました。

また、平成25年には、行政・産業界・学界及び国民が共有・協働し、ITや情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定しました。これにより、ITやデータを利活用し、世界最先端のIT利活用社会の実現を図るための取組が進められました。

さらに、平成28年には、行政や民間が持つ大量のデータを効果的に活用することで社会課題を解決し、安心して暮らせる社会や快適な生活環境を実現するための「官民データ活用推進基本法」が制定されました。また、翌年の平成29年には、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊か

さを実感できる社会である「官民データ利活用社会」の実現を、世界に先駆けて構築することが示されました。

現在は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」へと改称し、「全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会」の実現、いわゆる「Society5.0」時代に向けた施策を推進しています。

(2)「官民データ活用推進基本法」の施行(平成 28 年 12 月施行)

インターネット及びその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用し、急速な少子高齢化の進展への対応や、国が直面する様々な課題を解決するために、「官民データ活用推進基本法」(以下「官民データ基本法」という。)が施行されました。

これにより、行政や民間が持つ大量なデータ活用に関する施策を、総合的かつ効果的に推進し、安心・安全な社会や快適な生活環境の実現を目指しています。また、基本的施策として、「行政手続のオンライン利用の原則化」・「官民データの活用推進および官民データの流通に関連する制度の見直し」・「マイナンバーカードの利用促進」などが示されています。

(3)「デジタル・ガバメント実行計画」の策定(平成 30 年 1 月策定, 令和 2 年 12 月改定)

官民データ基本法のもと、国民や事業者が行政サービスの価値を享受できるよう、行政のあり方をデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実現と、その方向性を具体化するための「デジタル・ガバメント実行計画」が平成 30 年 1 月に策定されています。

また、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和 2 年 12 月に改定版が策定されています。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

<p>➤ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>➤ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速</p>	
<p>サービスデザイン・業務改革 (BPR) の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 ✓ 業務改革 (BPR) を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析 	<p>一元的なプロジェクト管理の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大 (全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討) ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す (令和2年度比) ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入
<p>国・地方デジタル化指針</p> <p>「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ報告 (工程表含む)」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備 ✓ ワンストップ実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やフック通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し (高速・安価・大容量) ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用 ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付帯を円滑に進める仕組みの創設 ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化 (運転免許証、在留カード、各種の国家資格等) ✓ マイナンバーのUX・UI改善 (全自治体接続等)、情報ハブ機能の強化 ✓ 個人情報保護法制の見直し (法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減) ✓ 戸籍における読み仮名の法制化 (カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化) 	<p>行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 ✓ 登記事項証明書 (情報連携開始済)、戸籍 (令和5年度以降) 等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現 ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進 ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上
<p>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備 (上記指針以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等 (デジタルインフラ) の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度 (ISMAP) の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ (法人、土地等に関する基本データ) の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<p>デジタルデバйд対策・広報等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施
	<p>地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速 (国が財源面を含め支援) ✓ マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続 (条例・規則に基づく行政手続を含む) のオンライン化を推進 ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

(出典:政府 CIO ポータル)

改定版の主な変更点は、国・地方の情報システムの共通基盤である「ガバメント・クラウド (Gov-Cloud) の整備」・「デジタル庁の設置」・「個人情報保護法制の見直し」・「戸籍における読み仮名の法制化」を行うことなどで、その計画期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとしています。

また、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示され、令和 2 年 12 月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」が策定されました。

(4)「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の策定(令和2年12月策定, 令和5年12月【第2.2版】公表)

① デジタル・トランスフォーメーション(DX)の意義

デジタル・トランスフォーメーション(DX)は、進化したデジタル技術が人々の生活に浸透することで、社会における様々な営みに変革が起き、より良い方向に向かっていくという概念であり、これにより革新的なイノベーションをもたらすことが期待されています。

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできなかったことなど、様々な課題が明らかになりました。こうしたデジタル化の遅れに対し、「新しい日常」の原動力として、制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。

② 「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」策定の経緯

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」において、目指すべきデジタル社会のビジョンが示され、このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされました。

これを受けて国は、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策などをとりまとめた「自治体DX推進計画」を、令和2年12月に策定しました。

この計画で、自治体においてまずは、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められています。

また、「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」における報告書や、第33次地方制度調査会などの内容を踏まえた「人材育成・確保基本方針策定指針」を受けて、令和5年12月に【第2.2版】が公表されました。

③ 自治体に取り組むべき事項

DX推進計画【第2.2版】では、自治体に取り組むべき事項として次の項目があげられています。

【自治体DXの重点取組事項】

- 自治体フロントヤード改革の推進
- 自治体情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- セキュリティ対策の徹底
- 自治体のAI・RPAの利用推進
- テレワークの推進

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき取組】

- デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- デジタルデバイド対策
- デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- BPRの取組の徹底
- オープンデータの推進・官民データ活用の推進

(5)「デジタル改革関連法」の成立(令和3年5月)

令和3年5月には、「デジタル改革関連法」が成立しました。

これは、デジタル社会の実現に向けた基本理念や施策策定の基本方針、国と自治体との責務などを定める「デジタル社会形成基本法」や「デジタル庁設置法」、自治体ごとの個人情報保護のルールを統一することなどを定める「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」、自治体の基幹系情報システムの標準化・共通化を定める「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」など6つの法律を含むものです。

本関連法が成立した背景には、インターネットなどを通じて流通するデータが多様化・大容量化し、「IT基本法」で重点を置いていた高度情報通信ネットワークの整備に加え、データを最大限に活用していくことが社会・経済の発展に不可欠となった点があげられます。

(6)「デジタル庁」の発足(令和3年9月)

電子政府の取組が他国に大きく遅れをとっている中、新型コロナウイルス感染症拡大により行政のデジタル化の遅れが鮮明になりました。特別定額給付金支給手続きに時間を要したことや、保健所と自治体間の連絡手段がFAXで行われていたことなどがその一例です。その他にも在宅勤務や決裁における印鑑認証など、様々な課題が表出しました。

これらデジタル化の遅れの原因は、各省庁の縦割り体制や旗振り役となる司令塔の不在、マイナンバーカード普及の遅れなどとされました。それらの課題を解消するため、令和3年9月にデジタル庁が発足しました。デジタル庁では、マイナンバーカードの普及や利活用促進をはじめ、地方公共団体におけるシステムの標準化・共通化を進めるなど、電子政府の推進に向けた各種施策を行っています。

(7)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の改定(令和5年6月改定)

デジタル庁では、これからの日本が目指すデジタル社会の姿と、それを実現するために必要な考え方や取組を示す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を令和3年12月に策定しました。さらに令和4年6月、令和5年6月に重点計画を改定し、随時公表しています。

この重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記しています。デジタル庁をはじめとする各府省庁が、構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものです。

我が国が目指すデジタル社会 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」		
デジタル社会 で目指す 6つの姿	① デジタル化による成長戦略	② 医療・教育・防災・こども等の 準公共分野のデジタル化
	④ 誰一人取り残されない デジタル社会	⑤ デジタル人材の育成・確保
		③ デジタル化による 地域の活性化
		⑥ DFFTの推進を始めとする 国際戦略

(出典: デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要・簡易版)」)

目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組 (基本戦略)	
デジタル臨時行政調査会 ▶ アナログ規制の見直しに係る工程表確定・法案提出。 技術検証の実施、テクノロジーマップ整備等を進め、 工程表に沿った規制見直しを図る	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 ▶ 国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応 としてのサイバーセキュリティの確保/個人情報保護
デジタル田園都市国家構想実現会議 ▶ デジタル田園都市国家構想交付金による支援等を通じ、 マイナンバーカード利用サービスの横展開、「書かない 窓口」等を推進する	急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応 ▶ AI戦略チーム等の連携体制/AIの社会実装
国際戦略の推進 ▶ DFFT/諸外国デジタル政策関連機関との連携強化	包括的データ戦略の推進と今後の取組 ▶ データ連携基盤、ベース・レジストリ等を重点的に取り組む
	Web3.0の推進 ▶ ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備

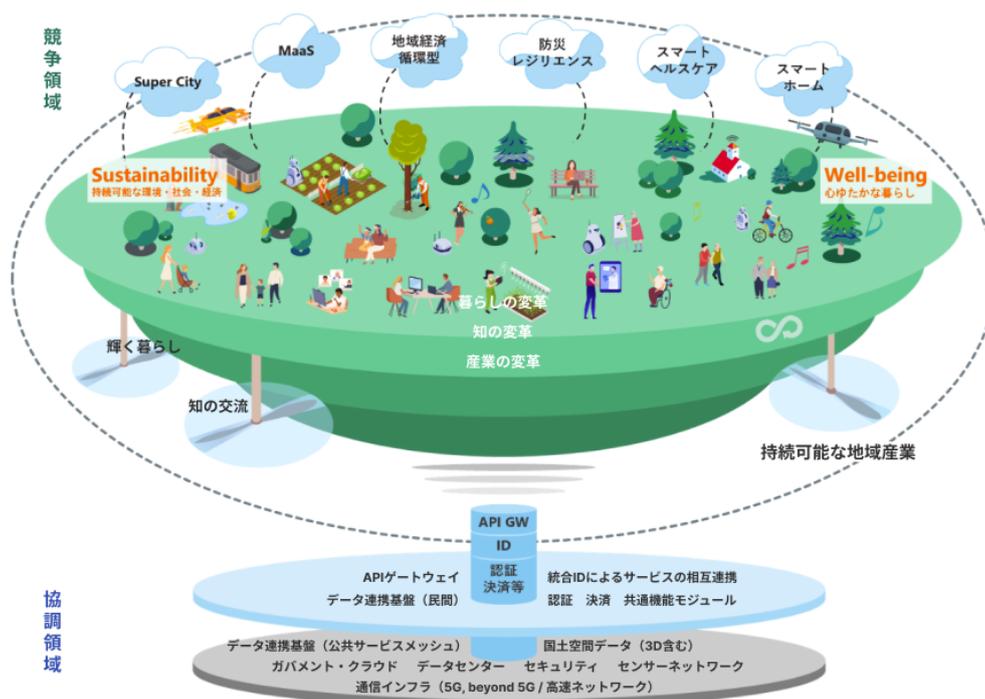
(出典: デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要・簡易版)」)

(8)「デジタル田園都市国家構想基本方針」の決定(令和4年6月閣議決定)

令和4年6月に「第6回デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、地方における官民のデジタル投資を増加させるための「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定しました。

このデジタル田園都市国家構想は、新しい資本主義の実現に向けた成長戦略であり、デジタル社会の実現に向けた重要な柱として位置づけられています。本構想では、デジタルの力を全面的に活用し、地方における「地域の個性と豊かさ」を生かしつつ、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備え、「心豊かな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現するものです。

- デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像



(出典:デジタル庁)

さらに、デジタル田園都市国家構想では、地方における「暮らし」や「産業」などの様々な分野に対し、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出し、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現を目標として掲げています。

そのために「デジタル田園都市国家構想推進交付金」による地方自治体への財政面での支援を行い、デジタルを活用した地域の課題解決に取り組む自治体数を、令和6年度末までに1000団体とする計画になっています。

(9)持続可能な開発目標(SDGs)への取組

国では持続可能な開発目標(SDGs)に関する施策の実施について、関係行政機関相互で緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置しています。平成30年から毎年アクションプランを公表しており、令和5年3月には「SDGsアクションプラン2023」の決定・公表を行っています。

本プランでは、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション(GX)及びデジタルトランスフォーメーション(DX)への投資を柱として、民間事業者などの力を活用した社会課題解決を図り、多様性に富んだ包摂的な社会の実現を目指しています。これにより一極集中ではなく多極化した社会を作り、地域の活性化が必要であるとの考えが記されています。

「SDGsアクションプラン2023」の重点事項は次のとおりです。

People 人間:多様性ある包摂社会の実現とウィズ・コロナの下での取組	① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現 ② 健康・長寿の達成
Prosperity 繁栄:成長と分配の好循環	③ 成長市場の創出, 地域活性化, 科学技術イノベーション ④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet 地球:人類の未来への貢献	⑤ 省・再生可能エネルギー, 防災・気候変動対策, 循環型社会 ⑥ 生物多様性, 森林, 海洋等の環境の保全
Peace 平和:普遍的価値の遵守	⑦ 平和と安全・安心社会の実現
Partnership パートナーシップ:官民連携・国際連携の強化	⑧ SDGs 実施推進の体制と手段

(10)カーボンニュートラルの実現に向けた取組

国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」に挑戦し、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

しかし、カーボンニュートラルを2050年までに実現することは、並大抵の努力では成しえません。エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を、大きく加速する必要があります。そのため、経済産業省が中心となり、関係省庁と連携し、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を令和2年12月に策定しています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、社会・経済全体でエネルギーの効率的利用を達成するために、デジタル化を支えるデータセンターや情報通信インフラなどの整備、都市部だけではなく地域におけるデジタルの活用、省CO₂化などに取り組む必要があります。同時にあらゆる産業分野において、デジタル化及びデジタル・トランスフォーメーション(DX)を後押しすることが必要であることから、今後の取組として、DXの推進、グリーンなデータセンターの立地推進、次世代情報通信インフラの整備を進めることで、日本が世界のグリーン・デジタル大国となることを目指すとしています。

また、本戦略は、企業の研究開発方針や経営方針の転換といった流れを加速させるため、令和3年6月に改定され、戦略の更なる具体化がなされています。さらに、イノベーションのスパイラルを起こすために、①政策手段や各分野の目標実現の内容の具体化と、②脱炭素効果以外の国民生活のメリットの提示、の二つの観点に軸足を置いた戦略としています。

グリーン成長戦略（概要）

（令和3年6月18日策定）

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に入っている。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 洋上風力・太陽光・地熱 ・2040年、3,000～4,500万kWの案件形成(洋上風力) ・2030年、次世代型で14円/kWhを視野(太陽光) 1	 水素・燃料アンモニア ・2050年、2,000万トン程度の導入(水素) ・東南アジアの5,000億円市場(燃料アンモニア) 2	 次世代熱エネルギー ・2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 3	 原子力 ・2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確認 4	 自動車・蓄電池 ・2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 5	 半導体・情報通信 ・2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 6	 船舶 ・2028年よりも前倒してゼロエミッション船の商業運航実現 7
 物流・人流・土木インフラ ・2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 8	 食料・農林水産業 ・2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現 9	 航空機 ・2030年以降、電池などのコア技術を段階的に技術搭載 10	 カーボンリサイクル・マテリアル ・2050年、人工光合成プラを既製品並み(CR) ・ゼロカーボンスチールを実現(マテリアル) 11	 住宅・建築物・次世代電力マネージメント ・2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB(住宅・建築物) 12	 資源循環関連 ・2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 13	 ライフスタイル関連 ・2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適な暮らし 14

政策を総動員し、イノベーションに向けた、企業の前向きな挑戦を全力で後押し。

1 予算 ・グリーンイノベーション基金（2兆円の基金） ・経営者のコミットを求める仕組み ・特に重要なプロジェクトに対する重点的投資	2 税制 ・カーボンニュートラル投資促進税制（最大10%の税額控除・50%の特別償却）	3 金融 ・多排出産業向け分野別ロードマップ ・TCFD等に基づく開示の質と量の充実 ・グリーン国際金融センターの実現	4 規制改革・標準化 ・新技術に対応する規制改革 ・市場形成を見据えた標準化 ・成長に資するカーボンライジング
5 国際連携 ・日米・日EU間の技術協力 ・アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ ・東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク	6 大学における取組の推進等 ・大学等における人材育成 ・カーボンニュートラルに関する分析手法と統計	7 2025年日本国際博覧会 ・革新的イノベーション技術の実証の場（未来社会の実験場）	8 若手ワーキンググループ ・2050年時点での現役世代からの提言

（出典：経済産業省）

(11)自治体の情報システムの標準化・共通化

令和3年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和4年10月に、地方自治体の情報システムを標準化・共通化する方向を定めた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定しました。

この基本方針では、国が示す基幹系業務システム(20業務)について、令和8年3月までに標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)に移行することが掲げられています。

この標準化・共通化の取組は、これまで自治体ごとに情報システムの開発や運用を行ってきたものを、標準化・共通化することにより、情報システムの開発・運用にかかる人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体職員が住民への直接的なサービス提供や、地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力

できるようにするとともに、オンライン申請などを全国に普及し、デジタル化の基盤を構築することを目標にしています。

(12)3D 都市モデルの推進

国土交通省では、令和 2 年度より都市デジタルツインの社会実装を進める取組(「ProjectPLATEAU(プラトー)」)を実施しており、現実の都市空間をサイバー空間で再現する「3D 都市モデル」をこれからの社会のデジタル・インフラとして位置付け、全国でその整備・活用・オープンデータ化を進めています。

令和 5 年には、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築に向け、更なる取組の深化を図っていくとしています。具体的な取組は以下のとおりです。

- エコシステムの構築
- データ整備の高度化・効率化
- ユースケースのベストプラクティス(最適な手法やプロセス)による開発
- オープン・イノベーション創出
- 地域の社会実装

これら 5 つのテーマをもとに、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進していく方針です。

(13)GIGA スクール構想の実現に向けて

文部科学省は平成 30 年度に、ICT 教育に向けた目標水準を定めた「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」を策定しました。その後、令和元年 12 月に「GIGA スクール構想」として方針を打ち出しました。本方針では、Society5.0 時代に対応すべく、「ICT の活用により個別最適化された学びを誰一人取り残すことなく提供する」ことが掲げられており、「一人一台の端末環境の整備」と「高速通信ネットワークの整備」を柱に取組が進められました。

令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校となり、オンライン授業の必要性が増したことから計画が前倒しされ、これらハード面の環境整備は順調に目標を達成しています。

一方で、ソフト面での教育実施状況については、課題がある状況です。文部科学省が全国の都道府県及び市町村に対してアンケートを実施した、「GIGA スクール構想に関する各種調査の結果(令和3年8月)」によれば、1番目と2番目の課題として「学校の学習指導での活用」「教員の ICT 活用指導力」が挙げられており、教員側の ICT 活用指導力の格差の是正などを含む IT リテラシーが強く求められています。

2. 県の動向

(1)これまでの県の取組

① 業務のデジタル化

■ 電子決裁やテレワーク環境の整備

県では、電子決裁やテレワーク環境の整備を進めており、令和 2 年 7 月時点で電子決裁率は 99.1%となっています。

また、令和 4 年県議会総務企画委員会の資料(「『スマート自治体』の実現に向けた取組の推進」について)によると、以下の取組を行っています。

■ 行政手続の電子化・押印廃止

県単独で対応可能な部分は令和 2 年末までに完了しています。

電子申請:1,854 業務のうち 1,050 業務(令和 4 年 4 月 1 日現在)

押印廃止:758 業務(令和 4 年 4 月 1 日現在)

■ 立会人型電子契約の導入

契約のデジタル化については、令和 3 年 5 月に「立会人型電子契約」を都道府県で初めて導入しています。

■ 電子署名の導入

県単独で対応できる案件を対象に、電子印影に加え、職責による電子署名とタイムスタンプを付与するシステムを導入しています。

■ キャッシュレス化の推進

県民サービスの向上を図るため、各種手続きにキャッシュレス決済を導入しています。

申請手数料等のキャッシュレス化

歳入の種類	収納方法・収納場所	導入年月日	決済の種類
各種手数料 寄付金等	電子申請・届け出システム	R2.1.20	クレジットカード ペイジー
運転免許更新手数料 更新時講習手数料 高齢者講習手数料等	運転免許センター	R3.1.18	クレジットカード
	警察署(27カ所) 警察センター(2カ所)	R3.5.17	電子マネー QRコード決済

(出典:茨城県 令和4年 総務企画委員会『「スマート自治体」の実現に向けた取組の推進』について)

県有施設等のキャッシュレスの導入(令和4年8月1日現在)

施設種類	導入施設数	主な施設
観光施設	13	国民宿舎鶴の岬, 偕楽園等
博物館等	6	近代美術館, 自然博物館等
病院施設	4	中央病院, こども病院等
会議場施設	2	つくば国際会議場等
スポーツ施設	3	カシマサッカースタジアム等
公園等	4	大子広域公園, 植物園等
研修・文化施設	3	青少年会館, 鹿行生涯学習センター等
合計	35	

(出典:茨城県 令和4年 総務企画委員会『「スマート自治体」の実現に向けた取組の推進』について)

キャッシュレス納税(令和4年8月1日現在)

方法	導入年度	対象税目
クレジットカード納税	H27	自動車税(種別割)
共通納税(eLTAX)システム	R元	法人県民税, 法人事業税
	R3	県民税配当割, 県民税株式等譲渡所得割, 県民税利子割
スマホ納税	R元	全税

(出典:茨城県 令和4年 総務企画委員会『「スマート自治体」の実現に向けた取組の推進』について)

■ RPAやAIを活用した業務の拡大

【RPAの導入】

令和元年度からの3年間で60業務にRPAを導入し(うち10業務は令和3年度に内製開発したもの), 約6万7千時間の業務時間を削減する見込みとしています。

【AI-OCRの導入】

手書きの申請書などを, AIを活用した文字認識技術により電子データ化するシステム(AI-OCR)を令和元年6月に導入し, 令和4年7月末までに22業務で利用しています。

【AIチャットボットの導入】

県民などからの問い合わせに24時間365日チャット(文章)で自動応答するシステム(AIチャットボット)を令和2年3月に導入し, 令和4年7月末までに10業務に利用しています。

(2)茨城県総合計画(令和4年度～令和7年度)

① 計画の位置づけ

県では, 令和4年3月に第2次茨城県総合計画を策定し, 令和7年度までの県の基本計画を公表しています。この計画は, オープンデータの推進やデジタルデバイドの解消, 住民サービス向上のための行政手続のデジタル化推進をはじめ, 様々な分野においてICTを活用した施策を明記し, 「官民データ活用推進基本法」第9条に基づく県の官民データ活用推進基本計画としても位置付けています。

② デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

県総合計画によると、デジタルトランスフォーメーション(DX)を実現するため、「先端技術による社会変革やデータの活用の加速化」及び「スマート自治体の実現に向けた取組の推進」の2本柱で、主に次の取組を推進するとしています。

【先端技術による社会変革やデータの活用の加速化】
<ul style="list-style-type: none">① 脱炭素社会の実現のため、省エネ行動による二酸化炭素排出削減量の見える化に取組、県民や事業者等の省エネの取組を促進します。② 農林水産業の成長産業化のため、ICTやAI、ロボット技術等を活用した効率的な農林水産物の生産技術の開発・導入を促進し、スマート農林水産業の実現に取り組みます。③ 建設分野における生産性の向上や社会インフラの維持管理の効率化・高度化を図るため、建設プロセス全体でICTやAI等のデジタル技術の活用を推進します。④ DXの取組を加速化するため、身近な課題をデジタル技術で解決し、県全体としてDXの機運醸成に取り組みます。⑤ 企業の競争力を強化するため、デジタル技術を活用できる人材の育成などに取り組むことにより、新分野進出やビジネス創出を促進します。⑥ デジタル社会で活躍する人材を育成するため、ICTを活用した教育の充実など、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組み、教育の質の向上を図ります。⑦ データ利活用によるビジネスの活性化のため、ビッグデータ分析等の講座や、県立高校及び短大での産学官連携プログラムを実施し、デジタル革命を担う高度IT人材育成を推進します。⑧ 民間事業者等による多様なサービスを創出するため、庁内で保有するデータのオープンデータ化やデータへの提案・要望による改善を推進し、オープンデータの充実と利活用に取り組みます。⑨ 安全・安心・快適な移動を実現するため、公共交通運行データ等のオープンデータ化を促進し、MaaSなどの利活用につなげます。
【スマート自治体の実現に向けた取組の推進】
<ul style="list-style-type: none">① デジタル技術を活用し、県民の利便性や業務効率化などによる行政サービスの更なる向上を図るため、市町村行政手続のオンライン化や基幹システムの標準化を推進します。② 誰もがホームページやウェブサービスを利用できるよう、県が提供するウェブサイトのアクセシビリティの確保等により、デジタルデバイドの解消に取り組みます。③ 民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、県庁業務の更なる効率化を図るため、これまで以上にデジタル技術を活用した業務改革を進めるとともに、独自システムを保有しないなど費用対効果に優れた業務システムの利用を推進します。④ 前例にとらわれずデジタル技術を活用して行政課題を解決できるよう、県職員の意識改革に取り組むとともに、デジタル技術に関する知見を持ち、現場の実態に沿った導入を進めることができる人材を育成します。⑤ 県民がDXの恩恵を実感できるよう、県民目線でデジタル技術を活用した県庁の業務改革を進め、県民サービスの充実を図ります。

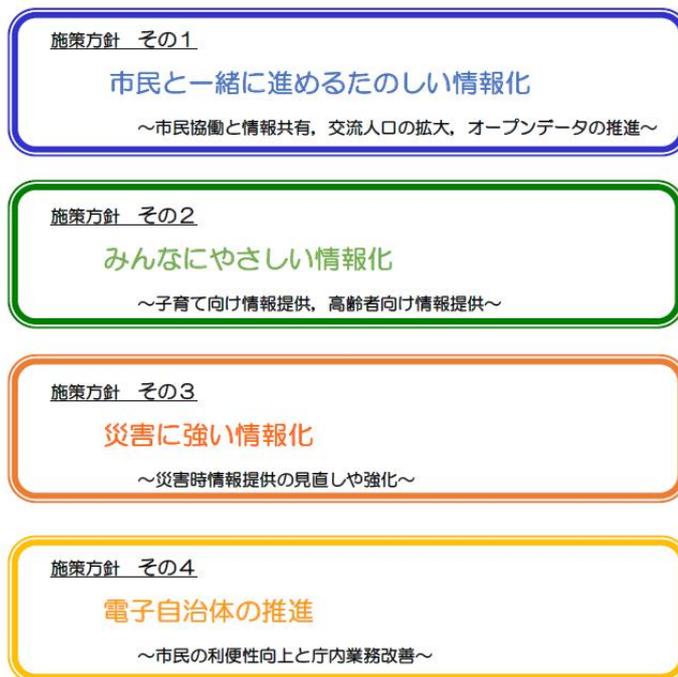
(出典:茨城県 第2次総合計画より加工)

また、外国人観光客が快適に滞在できるよう、観光施設や都市公園における多言語表記やWi-Fi環境などの整備促進、ガイドの人材育成など、受入環境の向上に取り組むことを計画しています。

なお、セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保を目指し、不正アクセスや標的型攻撃などのサイバー攻撃の高度化や、職員のテレワークによる執務環境の変化に対応できるよう情報セキュリティ対策の強化推進についても計画しています。

3. 本市のこれまでの取組

前計画である「第3次常総市地域情報化計画」では、以下の4つの施策方針を立てて、デジタル技術を活用しながら、市民サービスの向上や行政事務の効率化に取り組みました。



この方針のもと、毎年様々な取組を実施しましたが、その取組内容については、下記のとおりになります。

なお、これらの取組については本計画でも継続的に実施・拡充・見直しを続けていきます。

(1) 「市民と一緒に進めるたのしい情報化」の主な取組

施策	主な取組内容
① 市民協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共インフラの損傷箇所を、スマートフォンから通報できる「異常通報システム」を導入しました。 ■ 自治区との円滑な情報共有を図るため、自治区長や班長を対象とした、スマートフォン教室を開催しました。
② 市民への行政情報提供の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページの全面的な更改を行い、視認性や操作性の向上を図りました。また、子育てに関するサービス・相談・各種施設などを網羅した「子育て支援サイト」を開設しました。 ■ スマートフォン向けの情報発信力の強化を図るため、LINE 公式アカウントによる運用を開始しました。 ■ 市公式 LINE のトップ画面上にゴミの出し方のアイコンを作成しました。ごみの出し方やごみ収集カレンダーの情報へ簡単にアクセスできるようになりました。 ■ 紙媒体で発行している「議会だより」や学校給食の「献立表」について、ホームページや SNS 上で情報発信を開始しました。 ■ 庁舎内に設置してあるデジタルサイネージ上で、道の駅常総の PR 動画や観光 PR 動画の再生を実施しました。
③ 市が保有するデータのオープンデータ化と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市が保有している各種データについて、市のオープンデータサイト上に公開するとともに、オープンデータの利活用を推進するため、民間事業者と包括連携協定を締結し研究を進めました。 ■ 都市計画情報発信システムを導入し、都市計画情報をオープンマップとして、市ホームページに公開するとともに、窓口での都市計画情報ビューワシステムの運用を開始し、都市計画行政の効率化・住民サービスの向上を図りました。

施策	主な取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近傍宅地価格などのデータについて、一般財団法人「資産評価システム研究センター」が提供する「全国地価マップ」上で、情報を公開しました。
④ 市の記録用映像データベース構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内主要観光地の PR 動画を作成し、各種 SNS を通じて PR しました。また、各種観光情報について、常総市観光大使が撮影した画像や文章を常総市商工観光用アカウント（千姫ちゃま）から SNS 上へ掲載しました。

(2) 「みんなにやさしい情報化」の主な取組

施策	主な取組内容
① オンライン申請（電子申請）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「いばらき電子申請・届出サービス」で申請可能な手続を増やすとともに、LINE 連携機能を追加し、市公式 LINE のトップ画面から、直接電子申請ができるように改修しました。 ■ マイナンバーカードを利用して、住民票などの証明書をコンビニで取得できるサービスを実施しました。また、新たに「戸籍謄抄本」と「戸籍附票」を取得できるサービスを開始しました。
② マイナポータル及びマイキープラットフォームの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民向けにマイナポイントの取組促進・取得支援を実施しました。また、マイナポータルと「いばらき電子申請・届出サービス」間のアプリケーション連携の取組を実施しました。
③ 多言語化による対話の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人総合案内の開設に伴い、タブレット端末を利用した「多言語映像通訳サービス（みえる通訳）」や音声翻訳機を導入しました。 ■ 外国人の保護者の方に、学校や幼稚園からのお知らせを確実に伝達できるよう、日本語で作成したメールを、自動で多言語に翻訳できるシステムを導入しました。
④ 公金支払方法の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市税などの納付について、スマートフォン上で、いつでも・どこからでも納付が行える「キャッシュレス納付」サービスを開始しました。 ■ 市民課・暮らしの窓口課の窓口において、各種証明書の交付手数料の支払いに、自動釣銭機（セルフレジ）及びキャッシュレス決済を導入しました。
⑤ 小中学校の ICT 環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文部科学省の「GIGA スクール構想」を受け、「校内 LAN の整備」・「学習用端末の整備」・「学習用端末のインターネット接続方法の変更」を実施しました。 ■ プログラミング教育やオンライン授業、授業支援ソフトなどに関する教員向けの研修を実施しました。 ■ 「AI ドリルの導入」・「ICT 支援員の学校への派遣」・「授業支援ソフトウェアのトライアル導入」を実施し、学校における ICT 活用が進むよう取り組みました。
⑥ スマートフォンアプリの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 母子手帳アプリ「きぬっこナビ」を通じて、予防接種に関するプッシュ通知を開始しました。 ■ 総合検診・一般検診・婦人科検診について、Web 上で予約できるサービスを開始しました。 ■ 茨城県が運営している健康増進アプリ「元気アップ！り茨城」と連携し、ポイント取得につながる健康教室や健康診断を実施しました。
⑦ ICT を活用した地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業経営者に対し、スマート農業支援の補助金制度に関する情報提供や各種手続の支援を行い、自動運転トラクターや GPS 付コンバインなどの導入支援を行いました。 ■ ハローワークなどから提供される求人情報のうち、市内企業の情報をホームページに掲載し、求職者などに広く周知しました。
⑧ 電子図書館の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子図書館導入に向けたコスト検討及び補助事業調査を実施しました。

施策	主な取組内容
⑨ 高齢者向けスマートフォン教室の開催	■ デジタルデバイドの解消に向けて、高齢者向けのスマートフォン教室を開催しました。

(3) 「災害に強い情報化」の主な取組

施策	主な取組内容
① 防災・災害情報伝達手段の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災ラジオシステムを整備するとともに、防災行政無線の放送内容について、ホームページ、登録制メール、SNS (X) 及びエリアメールと連携し、発信できるようにしました。 ■ 市公式 LINE のトップ画面上に防災アイコンを作成し、防災・災害情報の発信力強化を図りました。また、民間事業者と包括連携協定を締結し、ニュースアプリを活用して、災害などに関する地域情報の収集・発信力強化を図るための取組を進めました。
② 公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備促進	■ 新たに生涯学習センター、水海道公民館、保健センター、石下総合福祉センター及び地域交流センターへ、公衆無線 LAN (Wi-Fi) を整備しました。
③ 要援護者の情報連携の強化	■ 要援護者情報を、医療機関や介護サービス事業間で安全に共有できる「電子@連絡帳 JOSO システム」の運用を開始し、災害時には、対象者の安否確認に利用できる体制を構築しました。また、「緊急通報システム」と「電子@連絡帳 JOSO システム」のデータを連携させ、医療・介護関係者、消防、行政による要援護者の支援体制の強化を図りました。
④ 災害時等における ICT 業務継続の強化	■ 自治体情報システムの標準化やガバメント・クラウドへの移行に対応するため、新たな環境下での業務継続に向けた取組について検討しました。
⑤ ICT を利用した被災者支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害発生後に、義援金、見舞金及び支援金などの支給が迅速かつ適切に行えるよう、「被災者支援システム」のメンテナンスを実施するとともに、定期的な訓練を実施しました。 ■ り災証明書を迅速に発行できるよう、「被害認定現地調査システム」及び「り災証明書発行管理システム」研修を実施しました。

(4) 「電子自治体の推進」の主な取組

施策	主な取組内容
① デジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全議員にタブレット端末を配布しました。議会関係資料をタブレット端末で閲覧できるシステムを導入し、議会運営の効率化や議会資料の印刷・製本に係るコスト削減に取り組みました。 ■ Web 会議システムを導入し、移動時間や交通費の削減、会議資料のペーパーレス化を図りました。 ■ 紙媒体で管理している道路台帳をデジタル化し、台帳の劣化防止や情報提供に係る時間短縮を図りました。 ■ 地域交流センター内展示室に災害体験が可能な AR、VR、タッチパネルコンテンツを整備しました。
② タブレット端末の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末を利用した「多言語映像通訳サービス (みえる通訳)」を導入しました。 ■ 農地利用最適化推進委員へタブレット端末を配布し、現地調査時に活用しました。
③ 定型入力業務効率化ソフトウェア_RPA_導入の検討	■ RPA を導入し、税務業務や契約業務の自動化の取組を実施するとともに、他業務への導入についても検討を進めました。

施策	主な取組内容
④ 電子決裁・文書管理システム導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決裁・文書管理システムを導入し、決裁にかかる時間・労力の削減を図るとともに、庁内の決裁文書を一元的に管理し、庁内のデジタル化を推進しました。 ■ 伝票処理について、既存の財務会計システムに電子決裁機能を搭載し、会計伝票のペーパーレス化を図りました。 ■ 会計年度任用職員の出退勤管理について、電子化を実施しました。
⑤ 庁内情報セキュリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施しました。 ■ 各部署単位での情報セキュリティ内部監査を、定期的に行いました。 ■ 情報セキュリティの強化や機器の安定稼働を図るため、セキュリティ対策ソフトやネットワーク機器などの更新を実施しました。
⑥ システム導入による業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会議録作成支援システムや AI-OCR を導入し、会議録の作成や申請事務の受付・登録に係る効率化を図りました。 ■ 自治体情報システム標準化に向け、現行システムと標準システム間の比較分析などの事前作業や情報収集を実施しました。 ■ 空き家の実態調査と調査内容の整理を開始し、「空き家情報データベース」の構築に着手しました。 ■ 石下地区の地籍調査図の電子化を実施し、情報提供に係る時間短縮を図りました。 ■ 学校給食費管理システムの運用を開始し、学校事務の効率化と教職員の事務改善を図りました。 ■ 業務の効率化やシステム運用の最適化を図るため、各課との電算ヒアリングを実施しました。
⑦ 事業の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施策の進捗状況について、定期的に関係各課とのヒアリングを実施し、情報化推進本部に報告を実施しました。また、国の「自治体 DX 推進計画」などを踏まえ、計画の見直しを実施しました。
⑧ ICT を活用した働き方改革の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレワーク専用端末を整備しました。「地方公共団体情報システム機構」が提供するテレワークシステムを活用し、テレワーク可能な環境を構築しました。